

平成23年度 事務事業評価シート（平成22年度実績分）

事務事業名	精神保健措置事業費		部課コード*	1402	予算事業科目	010402040297	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	健康福祉部	部局長名(2次評価者)	舩田 郁男		個別事務	全部	010402040297	-		
	担当部署	地域保健課	所属長名(1次評価者)	豊田 誠							
	電話番号	088-822-0577	E-mail	kc-140200@city.kochi.lg.jp							

1 事業の位置付け

予算科目(平成23年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	大綱	02 安心の環	政策基本方針	乳幼児から高齢者まで誰もが健やかに暮らせる環境をめざして、市民の健康づくりを支援するとともに、地域の医療体制の充実に取り組みます。また、感染症のまん延防止や食品の安全確保に向けた対策など、保健・衛生の向上に努めるとともに、生命や健康の安全を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応できる体制づくりを進めます。さらに、消費生活における安全安心を確保するために、地域との連携も含めた総合的な消費者行政を推進し、消費者の被害防止及び権利の尊重・自立支援に取り組めます。						
款	04 衛生費	政策	03 安全安心の生活環境づくり								
項	02 保健所費	施策	01 生涯にわたる心身の健康づくり支援								
目	04 地域保健推進費	区分	03 こころの健康づくり								

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	・精神保健及び精神障害者に関する法律	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	・高知市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則	
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	自傷他害のおそれがある精神障害者		
意図	どのような状態にしていくのか	自傷他害のおそれがある精神障害者適切な医療及び保護を行う		
手段	事業実施体制等	・警察等からの24条警察官通報等により精神保健福祉法に基づく措置業務であり、担当課(地域保健課)だけでなく、休日等の対象者の病院への搬送も必要となるため保健所全体で対応する体制を組んでいる。		
		事業開始年度 平成22年度 事業終了年度 -		
活動内容	どのような事業活動を行うのか	精神保健措置事業は、精神保健福祉法に基づく措置事務で、保健所で受ける通報等の大半は24条警察官通報等によって開始され、精神保健指定の診察に基づき医療及び保護のために入院させなければその精神障害者の自傷他害のおそれがあると認められる精神障害者の入院措置に対応する事業である。		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A			
	B			
	C			

4 事業の実績等

			20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標					成果指標を表すことが困難 事業成果であり、「5」を参照	
		実績						
	B	目標						
		実績						
C	目標							
	実績							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)			65	187		
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	0	0	65	187	
	翌年度への繰越額 (千円)			0				
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	0	0	10,260	10,260	平成22年度措置通報等 ・件数45件 ・対応に要した時間118H+事務[72H]=190H ⇒月平均19時間 ・0.19人*7.5人(1回当たりの人員)=1.425人役	
		正規職員 (千円)	0	0	10,260	10,260		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)			1.425	1.425		
正規職員 (人)				1.425	1.425			
その他 (人)								
総コスト= ① + ② (千円)		0	0	10,325	10,447			
市民1人当たりコスト (円)		0	0	30		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数 (人)		340,695	339,714	339,130				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

[成果指標を表すことが困難な理由]
 ・保健所が行っている措置業務の大半は警察等からの24条警察官通報であり、突発的に発生し、警察等から即対応を求められることがある。健康危機対応として行政が行うべきものであり、成果指標で表すことは困難。
 [課題点等]
 ・強制的な入院に至った場合は、退院後の限られた時間の中で、家族への診察通知と、措置解除後の支援につなぐための関係づくりが求められる。
 ・指定医や受け入れ病院の確保
 ・夜間の移送
 ・警察との協力関係

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 23 年 9 月 8 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	措置入院に関する事務は都道府県の法定受託事務であり、それを高知市が事務委任を受けたもの。また、精神障害者の支援の観点からは、措置通報が保健所に届け出られる状況は、精神障害者の健康危機対応として迅速な行政対応が求められる点で、精神障害者のある人ならびに家族への支援として重要である。 高知市保健所への措置通報数は、平成15-20年度は年平均24件程度であったものが、平成21年度には52件と急増した。事務委任を受けた平成22年度も43件（うち2件は緊急措置対応のため、当夜の緊急対応と、日を改めて再度の措置対応が必要になり、対応述べ件数は45件）の通報があり、対応数として非常に多くなっている。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
	② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A		
		B (3) 横ばいである			
		C (1) 少ない、減少している			
		D (0) ほとんどない			
事業内容の有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	3.0	事業の成果指標としては、平常の精神保健活動により措置通報になる状態の予防や措置入院退院者への再発の予防を目指し、措置通報数自体を減らすことであろうが、警察通報から始まる事業の特性から、直ちに措置通報数を減らすことを成果指標とすることは難しい。 手法・活動内容については、県からの派遣職員の指導のもと、法令を遵守しながら、迅速で正確な対応に努めている。これにより、平成21年度に比べ平成22年度は通報から入院までの対応時間の短縮が図られ、事業指標としては概ね達成できている。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
	④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B		
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	5.0	事業の特性から、24時間対応で、個人情報保護や安全確保にも特段の配慮が必要である。そのため、休日対応の移送には、地域保健課だけでなく保健所の各課の男性職員の移送当番支援を得て体制を組んでいるのが現状である。また、円滑な対応のため、警察や医療機関、県庁の主管課、生活福祉課等の市役所他課との日ごろからの連携・情報交換も必要である。以上のような状況から、行政以外のアウトソーシングにはなじまない。 法定受託事務であり、かつ健康危機対応であり、事業の統合・連携、コストの削減という可能性の検討にもなじまない。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
	⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	A		
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B	3.0	精神障害者の中には病状が悪化しても任意入院や医療保護入院に応じず、結果として措置入院を繰り返す者もいるが、「自傷他害のおそれのある精神障害者」を警察が保護すれば、誰であっても通報があるので、公平性は保たれている。 措置業務については、件数に応じて県から高知市へ事務処理交付金が交付されており、事業の特性からも受益者負担にはなじまない。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
	⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	B		
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	16.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 23 年 9 月 21 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	1次評価のとおり
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項